

## 13【④分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

通信販売及び電話勧誘販売に関して都道府県知事が処理することができる事務の範囲等について検討する。〔平成18年度までに一定の結論を得る〕

- 平成18年度の「消費者基本計画の検証・評価・監視」を受け、通信販売及び電話勧誘販売に関して、主務大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行うことにする検討が進んでいることは評価できる。
- 「特定商取引法処分件数の推移」をみると、これまでに平成17年度に都道府県から出された業務停止命令は静岡2件、東京1件、指示でも20都府県。平成18年度で業務停止命令が、東京・北海道・香川・愛媛・青森・秋田の6都道県、指示が16都道府県にとどまっている。自治事務とされる以上、すべての自治体で積極的な特商法の運用が期待されところである。
- これは、単純に自治体の積極性の問題ではなく、実質的に取り組める環境ができているかどうかの問題と考える。国として、自治体が十分に予算をさいてこの問題に取り組めるよう、何か支援策を考えることが必要ではないか。そうしないと、自治体間で取り組みの差が大きく、取り組みの弱いところに悪質事業者が集中するなどという事が起こりかねない。

長田三紀

19【④分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり】

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向をはあくすること等により、同法の効果について評価する。また、国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式(不招請勧誘の禁止)」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、送信ドメイン認証技術を始めとする技術的対策の普及促進等について検討する。〔平成18年度以降継続的に実施する〕

- 平成18年度も積極的に違反送信者の摘発に協力されたことは評価できるが、ユーザーの実感としては、迷惑メールの数が減ったということには決してなっていない。諸国との交渉も進んでいるとしても、やはり外国語の迷惑メールが数多く届いている実態もある。
- ユーザーとしてはフィルタリングの利用等により、実際に迷惑メールを目にせず済ませてはいるものの、ネットの世界でスパムが飛び交っている現実には目を覆いたくなる。
- 迷惑メール対策としては、国際協力、法整備、法律の遵守、技術的な問題、さらにはユーザーへの教育等が上げられるが、何よりも「やり得を許さない」事が大切ではないか。
- 今後、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の見直しが始まるが、経済産業省や警察庁と横の連携を今まで以上に取り合い、厳しく悪質違反者を摘発し、ビジネスとして成り立たせない姿勢が大切と考える。

長田三紀